

海外メディア向け観光カタログ制作等業務 仕様書

1 業務名

海外メディア向け観光カタログ制作等業務

2 業務の目的

本県を宿泊する外国人観光客を増やすため、外国人観光客の注目を高める必要がある。海外の雑誌に掲載経験のある一流ライターやカメラマンが携わった本県観光のキラーコンテンツ記事を海外雑誌の付録冊子や特集に使用できる電子カタログ（マガログ）化し、海外雑誌等メディアへの掲載を目指すことで、世界における本県の認知度を向上させるとともに訪日旅行の目的地として選ばれる仕組みを構築する。

3 業務の期限

契約締結の日から令和8年3月23日（月）まで

4 業務の内容

（1）福井県観光のキラーコンテンツを掲載した電子カタログ制作

有名な海外雑誌等のメディアに提供するため、福井県観光のキラーコンテンツを掲載した電子カタログ（以下、マガログという。）を、下記により新たに制作する。

ア マガログは英語で制作すること。制作したマガログの日本語訳を県に提供すること。

イ マガログのページ数は16ページ以上とすること。

ウ マガログのターゲット市場は欧米豪とすること。

想定ターゲットは芸術や食、伝統工芸、文化などに興味を持ち、紙媒体での情報収集を行う層とする。想定ターゲットを変更する場合には、企画提案書でその理由を記載すること。

エ マガログの制作に当たり、本県の観光コンテンツの視察を実施すること。なお、視察先との調整のほか、視察に要する一切の費用は委託料に含まれる。

オ マガログに使用する写真はプロカメラマンが撮影するものとし、上記ウのインバウンド層の興味を惹くインパクトのあるものとすること。

カ 写真是12枚以上使用すること。マガログのデザインに伴い、12枚未満しかマガログに使用できない場合は、別途県に写真データを提出すること。

キ マガログ（記事、デザイン、写真およびカタログ提出する写真）については、福井県および福井県観光連盟において旅行博、セールスコール、商談会、ホームページなどで自由に使用できるようにすること。

ク マガログの制作について10月末までに作成を完了すること。

（2）海外雑誌等のメディアへの営業活動

ア 4（1）により制作したマガログを有名な海外雑誌等のメディアに向けて提供するほか、効果的な営業活動を実施し、マガログ内容の雑誌等への掲載を目指すこと。

- イ 20社以上の海外雑誌等のメディアに対して営業活動を行うこと。
- ウ 雑誌等への掲載に向けた営業方法を提案し、実施すること。
- エ 営業に要する一切の費用は委託料に含まれること。

(3) 独自事業

上記（1）（2）以外に提案事業者の本県が訪日旅行の目的地に選ばれるための独自事業があれば提案すること。提案がある場合、審査の加点対象とする。なお、独自事業の経費は上限額に含まれることとする。

5 実績報告書

- (1) 県は「4 委託内容（1）～（3）」の業務について、適宜報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。
- (2) 業務の内容について、実績報告書を作成し、令和8年3月23日（月）までに福井県交流文化部インバウンド交流課宛てに提出するものとする。

6 委託料の支払い

委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに、外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

7 その他留意すること

- (1) 本業務の実施にあたり、県内事業者と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。
- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間はもとより委託期間終了後、または委託契約が解除された後においても同様とすること。
- (5) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とすること。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとすること。
- (8) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (9) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定の上、書面にて確認すること。